第三十七条第四項中「この項及び次項」を「第六項まで」に改め、同条第六項を削り、同条第五項を同条第六項とし、同条第四項の次に次の一項を加える。

5　第一項の場合において、同項に規定する寄附金の額のうちに公益信託に関する法律第二条第一項第一号（定義）に規定する公益信託の信託財産とするために支出した当該公益信託に係る信託事務に関連する寄附金（出資に関する信託事務に充てられることが明らかなもの及び第三項各号又は前項に規定する寄附金に該当するものを除く。）の額があるときは、当該寄附金の額の合計額（当該合計額が前項に規定する政令で定めるところにより計算した金額から同項の規定により第一項に規定する寄附金の額の合計額に算入されない金額を控除した金額を超える場合には、当該控除した金額に相当する金額）は、第一項に規定する寄附金の額の合計額に算入しない。ただし、公益法人等が支出した寄附金の額については、この限りでない。

第三十七条第九項中「、第四項」を「、第四項及び第五項」に、「第四項に」を「第四項又は第五項に」に、「同項」を「これらの規定」に、「又は第四項」を「から第五項まで」に改め、同条第十項中「第四項」の下に「又は第五項」を加え、同条第十二項中「第五項」を「第六項」に、「第四項」を「第五項」に改める。

第三十九条第一項第一号中「第三十九条」を「第四十条」に改め、同項第二号中「第十一条の八」を「第十一条の九」に改める。

第六十一条第二項を次のように改める。

2　内国法人が事業年度終了の時（以下この項及び次項において「期末時」という。）において有する短期売買商品等については、次の各号に掲げる短期売買商品等の区分に応じ当該各号に定める方法（第二号に掲げる短期売買商品等にあつては、同号に定める方法のうち当該内国法人が選定した方法（その方法を選定しなかつた場合には、同号ロに掲げる方法）とする。）により評価した金額をもつて、当該期末時における評価額とする。

一　短期売買商品等（暗号資産にあつては、市場暗号資産（活発な市場が存在する暗号資産として政令で定めるものをいう。次号において同じ。）に限るものとし、次に掲げるものを除く。）　時価法（期末時において有する短期売買商品等をその種類又は銘柄（以下この号において「種類等」という。）の異なるごとに区別し、その種類等の同じものについて、当該期末時における価額として政令で定めるところにより計算した金額をもつて当該短期売買商品等の当該期末時における評価額とする方法をいう。次号イ及び次項において同じ。）

イ　特定譲渡制限付暗号資産（譲渡についての制限その他の条件が付されている暗号資産であつてその条件が付されていることにつき適切に公表されるための手続が行われているものとして政令で定めるものをいう。次号において同じ。）

ロ　特定自己発行暗号資産（当該内国法人が発行し、かつ、その発行の時から継続して有する暗号資産（次号において「自己発行暗号資産」という。）であつてその時から継続して譲渡についての制限その他の条件が付されているものとして政令で定めるものをいう。第六項において同じ。）

二　市場暗号資産に該当する特定譲渡制限付暗号資産（自己発行暗号資産を除く。）　イ又はロに掲げる方法

イ　時価法

ロ　原価法（期末時において有する短期売買商品等について、当該期末時における帳簿価額をもつて当該短期売買商品等の当該期末時における評価額とする方法をいう。次号において同じ。）

三　前二号に掲げる短期売買商品等以外の短期売買商品等　原価法

第六十一条第三項中「事業年度終了の時」を「期末時」に、「を有する」を「（時価法により評価した金額（以下この項において「時価評価金額」という。）をもつてその期末時における評価額とするものに限る。以下この項及び次項において同じ。）を有する」に、「その時」を「その期末時」に、「当該事業年度」を「その期末時の属する事業年度」に改め、同条第六項を削り、同条第七項中「特定自己発行暗号資産に該当する」を削り、「とき」を「ことその他の政令で定める事実が生じたとき」に改め、「その該当しないこととなつた時において」を削り、同項を同条第六項とし、同条第八項を同条第七項とし、同条第九項を同条第八項とし、同条第十項を同条第九項とし、同条第十一項中「手続」の下に「、第二項第二号に掲げる短期売買商品等の評価の方法の選定の手続」を加え、「第八項」を「第七項」に改め、同項を同条第十項とする。

第六十一条の六第一項中「第六十一条第八項」を「第六十一条第七項」に改め、同項第一号中「第六十一条第二項」を「第六十一条第三項」に改め、同条第二項中「第六十一条第九項」を「第六十一条第八項」に改め、同条第四項第二号中「第六十一条第八項」を「第六十一条第七項」に改める。

第六十一条の八第二項中「第六十一条第二項」を「第六十一条第三項」に改める。

第八十二条第二項第二号イ中「他の会社等がその支配持分を」を「第十四号イに規定する政府関係会社等のうち同号イに規定する国等の資産を運用することを主たる目的とするものとして政令で定めるものを除く。）であつて、その支配持分を他の会社等が」に、「に限る。）をいう」を「をいう。この場合において、当該他の会社等が当該政令で定める政府関係会社等であるときは、当該政令で定める政府関係会社等が直接又は間接に有する支配持分はないものとみなす」に改める。

第八十二条の二第二項第四号中「次に掲げる金額の合計額」を「イからハまでに掲げる金額の合計額からニに掲げる金額を控除した残額」に改め、同号に次のように加える。

ニ　当該対象会計年度に係る自国内最低課税額に係る税の額

第八十二条の二第四項第五号中「次に掲げる金額の合計額」を「イ及びロに掲げる金額の合計額からハに掲げる金額を控除した残額」に改め、同号に次のように加える。

ハ　当該対象会計年度に係る自国内最低課税額に係る税の額

第八十二条の二第四項第六号中「合計額（」を「合計額からニに掲げる金額を控除した残額（」に、「次に掲げる金額の合計額」を「イからハまでに掲げる金額の合計額からニに掲げる金額を控除した残額」に改め、同号に次のように加える。

ニ　当該対象会計年度に係る自国内最低課税額に係る税の額

第八十二条の二第十二項を同条第十五項とし、同条第十一項を同条第十四項とし、同条第十項中「から前項まで」を「、第七項及び前三項」に、「第六項中」を「第六項中「第二項第一号から第三号まで」とあるのは「第四項第一号から第三号まで」と、第七項中」に、「第七項中「ついて前項」を「第十項中「第六項から第八項までの規定」とあるのは「第六項及び第七項の規定」と、「第六項から第八項までのいずれか」に、「ついて第十項」を「第十三項」に、「前項」と、第八項」を「第六項又は第七項」と、第十一項」に改め、同項を同条第十三項とし、同条第九項を同条第十二項とし、